第４章　基本課題ごとの具体的な取り組み

第３章に示した基本理念「地域で支える、安心・安全な子育て・子育ちのまち 松原」のもと、基本課題ごとの具体的な取り組みについて示します。

基本課題１　仕事と生活の調和の推進・親としての成長

事業の方向（１） 多様で弾力的な保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

保育所の待機児童の解消を図るため、保育所の整備拡充を行っていきます。また、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

【 具体的な取り組み 】

①保育環境の整備

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
2	認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
3	保育所での保育	子どもたち一人ひとりの人権が大切にされ、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を持った子どもを育成するために、保育内容の充実に努めます。また、保育の質の向上や多様なニーズに対応できるよう、保育士などの研修の充実に努めます。	子ども未来室
4	幼稚園、保育所、小学校の連携	子どもへの理解と関わりの一貫性を図って、子どもたち一人ひとりを大切に育成するために、幼・保・小の交流を深めます。	子ども未来室 教育推進課

②多様なニーズに対応した保育の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
2	休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう実施します。	子ども未来室
3	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
4	病児病後児保育	病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、施設で児童を預かる事業を実施します。	子ども未来室
5	幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実します。	子ども未来室
6	障害児保育	障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、ともに成長しあえるよう保育内容を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の充実を図ります。	子ども未来室

事業の方向（２） 子育てに関する相談・支援体制の充実

妊娠・出産・子育てなど、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制を充実します。あわせて、相談や支援に携わる者は、相談者に寄り添うことを心がけ、必要な情報を提供することができるよう、資質の向上につとめます。

さらに、必要な時に必要な情報が受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などのツールを研究し、時代に即した方法で最新情報を発信していきます。

【 具体的な取り組み 】

①相談体制の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	利用者支援	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	子ども未来室 地域保健課
2	家庭児童相談	18 歳未満の子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
3	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室
4	養育支援家庭訪問	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行います。	子ども未来室
5	女性相談	女性の人権を尊重し、女性が抱える様々な問題について女性カウンセラーがカウンセリングを実施します。相談者自身が問題解決に向けて、自立していく力を引き出せるような対応をします。	人権交流室 人権交流センター
6	総合相談	子育ての悩み、進路問題などの悩みについて、関係機関との連携及び協働しながら、相談者に寄り添った相談業務を実施します。	人権交流センター 福祉総務課
7	子育て支援グループ	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室 地域保健課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
8	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
9	産後ケア	生後４か月未満の乳児及び母親のうち、家族から十分な支援がうけられず、支援が特に必要と認められる人に対し、心身のケアや育児のサポート等を行います。	地域保健課
10	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
11	学校等における教育相談	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
12	乳幼児健康診査	乳児一般、４か月児、乳児後期、１歳７か月児、３歳６か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行います。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行います。また、１歳７か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言なども行います。	地域保健課
13	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、相談に応じ子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
14	子育て世代包括支援センター	妊娠期から出産期、子育て期における切れ目のない母子保健や育児に関する支援及び相談を行います。	地域保健課 子ども未来室

②多様な交流・学習機会の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウを持つ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実します。	子ども未来室
2	居場所づくり（子育て中）	幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての講座を実施します。	いきがい学習課
3	こうみんかんに行こう Day	小学生及びその親が交流や出会いを通して、親同士の仲間づくりの場や、異年齢の子どもの交流の場を提供します。	いきがい学習課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
4	家庭教育研修会	各学校園で保護者参観や学校行事等の機会を活用し、子育てに悩む親同士の交流や家庭教育に関する学習機会を提供します。	地域教育課
5	マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠･出産･育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、子育て支援センターの見学や先輩ママとの交流を実施します。	地域保健課 子ども未来室
6	男女共同参画セミナー	子育てに関する意識啓発を行うため親子で参加出来るセミナーを実施します。	人権交流室 人権交流センター
7	国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
8	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
9	若者自立支援	不登校・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、相談員による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じ境遇にある仲間等との交流のために家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。	人権交流センター
10	自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支え、人権交流センターや公民館等の交流の場を提供します。	子ども未来室

③子育てに関わる情報の提供

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	各種メディアを活用した子育て情報の発信	子育てに関するサービスやイベントなど様々な情報をとりまとめ、広報紙への掲載や、ガイドブックの発行、また、インターネットなどのメディアを活用し、子育ての情報を提供します。	子ども未来室 地域保健課 人権交流センター
2	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
3	各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるよう、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。また、参加者のための一時保育を実施します。	子ども未来室 人権交流室
4	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報を提供します。	地域保健課
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
6	子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課
7	祖父母手帳	祖父母が現在の育児方法を学び、父母と関係を円滑にするとともに「地域における子育て」の担い手となるきっかけづくりとして祖父母手帳を作成し、ホームページで情報提供します。	地域保健課
8	未就園児自宅訪問	在宅で子育てしている世帯で、すくすくポイントを利用していない、又は就学前児童がいる転入世帯を訪問し、子育て支援センター、ひろば、すくすくポイントなどの子育て支援について情報提供を行い、子育て支援サービスに結びつけます。	子ども未来室

④子育てに対する経済的支援

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	義務教育に対する援助	経済的な理由により就学させることが困難な家庭に、就学費の援助を行います。	教職員課
2	児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校修了までの児童を対象に支給します。	子ども未来室
3	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない、または父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある家庭に対し、生活の安定と児童の自立の促進に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るために支給します。	子ども未来室
4	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
5	子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
6	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の児童（18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日まで）とその者を監護又は養育する親等の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
7	重度障害者（児）医療費の助成	重度障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
8	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、入院治療費を一部給付することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
9	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
10	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18 歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
11	特定不妊治療等助成事業	特定不妊治療を受けた夫婦を対象に経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成します。（年度につき 1 回）	地域保健課
12	妊婦健康診査	妊娠期において妊婦健診受診券を交付し、妊婦健診の費用の一部を助成します。	地域保健課
13	新生児聴覚検査	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、生後 28 日未満の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により検査費用の一部を助成します。（1 回のみ）	地域保健課

事業の方向（３） 子育てしやすい就労環境づくり

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスを選択し利用できる体制の整備が求められています。

性別や年齢にかかわりなく、子育て中であるなど、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働きかたができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の重要性について周知・啓発に努めます。

また、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や就労条件を整備する企業の取り組みを支援します。

【 具体的な取り組み 】

①就労環境づくりの推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	労働時間短縮の啓発	ゆとりある豊かな生活の実現をめざし、労働者や市内の事業所に対して様々な機会を通じて労働時間短縮に向けた取り組みを行います。	産業振興課
2	育児休業、介護休業取得の啓発	労働者や企業に対して育児休業・介護休業の取得制度等の周知・普及に努めます。	産業振興課
3	保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
4	認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
5	時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
6	休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう充実します。	子ども未来室
7	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
8	病児病後児保育	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業を実施します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
9	幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実します。	子ども未来室
10	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室

②就業や再就職に対する支援の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	労働相談	働く上での悩みや苦情等の相談について、問題解決へのアドバイスを行います。	産業振興課
2	職業能力開発への支援	女性が職場で活用できるように、技術・技能を習得できる講座、講習会を開催し、職業能力開発への支援を行います。	産業振興課
3	雇用就労支援事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者など働く意欲がありながらさまざまな阻害要因があるために、雇用就労ができない人（就職困難者）を対象に、雇用就労の実現に向けた支援を行います。また、関係機関と連携し、企業を対象としたセミナー等を実施し、雇用環境の改善に向けた支援を行います。	産業振興課
4	女性の起業応援事業	多様な就業形態の普及啓発や女性が就労、再就職するためのセミナーやイベントを実施します。	人権交流室 人権交流センター
5	母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室

基本課題２　親子の健全な成長

事業の方向（１）　親と子の健康づくりの支援

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、そのため、親と子がともに健康で良好な親子関係を築いていくことが大切です。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談ができる場を提供します。

【 具体的な取り組み 】

①健康づくりのための情報の提供

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報の提供に努めます。	地域保健課
2	健康診査時集団指導	４か月、１歳７か月、３歳６か月児健康診査及び２歳、２歳６か月児歯科健康診査時に歯科医師、歯科衛生士、栄養士、保健師による集団指導を実施します。健康づくりのため、また、健やかな成長を支援するため、育児などの情報を提供し、健康の保持増進を図ります。	地域保健課
3	いい歯で元気教室	１歳７か月児健康診査において、カリオスタット検査を実施します。要注意と判定された幼児とその保護者に対して保健指導を行うことにより、う蝕（むし歯）などの歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築きます。	地域保健課
4	こころとからだの何でも健康相談	乳幼児の発育、発達や育児、予防接種、栄養・食生活などの相談を実施します。	地域保健課
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、相談に応じ子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課

②子どもの病気の予防、早期発見の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	妊婦健康診査	胎児の成長や妊婦自身の健康状態を確認するとともに、母子の疾病等を早期発見し、安全な出産をむかえることを目的として、健康診査を受けるための受診券を交付し、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	地域保健課
2	乳幼児健康診査	乳児一般、４か月児、乳児後期、１歳７か月児、３歳６か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行います。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行います。また、１歳７か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言などを充実します。	地域保健課
3	歯科健康診査	乳歯がはえそろい、う蝕の急増期である１歳７か月児、２歳児、２歳６か月児、３歳６か月児に歯科健康診査を実施し（２歳児、２歳６か月児には希望者にフッ素塗布を実施）、う蝕などの歯科疾病を早期発見するとともに、予防に努めます。	地域保健課
4	新生児聴覚検査	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、生後 28 日未満の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により検査費用の一部を助成します。（１回のみ）	地域保健課
5	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
6	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
7	予防接種	子どもを感染症から予防するために、予防接種医療に関する情報を提供するとともに、医療機関で予防接種を実施します。	地域保健課
8	スポットビジョンスクリーナー	３歳６か月児健康診査において、スポットビジョンスクリーナーを用いたスクリーニング検査を実施し、視機能の異常の早期発見につなげます。	地域保健課

③思春期保健対策の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	心身の健康に関する啓発・学習の推進	思春期の心と体の健康づくりを推進するため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図ります。	教育推進課 地域保健課
2	相談体制の充実	ストレスなど、様々な要因により、喫煙、飲酒などの行動に走りやすい子どもに寄り添い、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。	教育推進課 地域保健課

事業の方向（2）子どもの医療対策の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見に取り組んでいきます。

【 具体的な取り組み 】

①小児医療体制の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	小児急病体制の充実	小児休日急病診療事業を実施するとともに、市内救急・告示医療機関や医師会等と連携を図って実施します。	地域保健課

②医療費助成の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	入院助産の支援	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、病院や助産所に入院して出産できない妊産婦に対し、その費用を助成します。	子ども未来室
2	子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
3	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の児童（18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日まで）とその者を監護又は養育する親等の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
4	重度障害者（児）医療費の助成	重度障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
5	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
6	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、入院治療費を一部給付することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

事業の方向（３） 子どものための相談・支援体制の整備

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、こころとからだの問題に取り組んでいくことが求められています。

小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

また、啓発活動を実施することや相談体制の充実を図り、児童虐待の予防に対する取り組みを推進していきます。

【 具体的な取り組み 】

①相談・支援体制の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	家庭児童相談の充実	18歳未満の家庭における子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
2	学校等における教育相談の充実	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
3	若者自立支援事業	不登校・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、相談員による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援を行い、社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。また、家族向けのセミナーを行って啓発活動に努めます。	人権交流センター
4	心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、スクールソーシャルワーカーを増員し、心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、ネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成等をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導等を含めた交流事業等を実施します。	教育研修センター

②児童虐待防止対策の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	虐待防止の啓発	児童虐待という子どもの成長、発達に多大の悪影響を及ぼす問題を未然に防止するために、セミナー等を開催します。	子ども未来室 人権交流室
2	子育てサポーターの活用	子育てサポーターがボランティアとして参加することにより、子育てに関する不安や悩みについて、身近で気軽に支援を受けられる体制づくりを進めます。	子ども未来室
3	母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室
4	児童養護施設・乳児院などへの入所	保護を必要とする児童の生活と成長の場を保障することですべての子どもの健全育成をめざします。	子ども未来室
5	母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
6	子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室
7	セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、地域住民、関係団体、行政等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことの出来るまちづくりを推進します。	市民協働課
8	養育支援家庭訪問事業	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行います。	子ども未来室

基本課題３　子どもの生きる力の育成

事業の方向（１）　子どもの豊かな個性を育む教育の推進

人間形成の基盤づくりは幼児期に始まり、子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となります。就学前の子どもが、幼稚園や保育所といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

小学校就学時の環境の変化による不安を解消するため、幼稚園・保育所と小学校との連携・交流事業を実施します。

また、児童・生徒の学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

【 具体的な取り組み 】

①就学前教育の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	幼稚園教育の推進	保育内容の充実に努め、魅力ある開かれた幼稚園教育を推進するとともに、幼稚園間の協働の取り組みや幼・保・小の連携に努めます。	教育推進課
2	保育内容の充実	子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに発展され、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる発達支援に努めます。	子ども未来室
3	異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室

②学校教育の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、スクールソーシャルワーカーを増員し、各中学校区に配置するなど心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、ネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成等をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導等を含めた交流事業等を実施します。	教育研修センター
2	特色と個性化教育の推進	「マイスクール推進研究事業」等を通して、魅力あふれる特色ある学校園づくりを推進します。中学校区の校種間連携を基盤とした一貫した教育を推進するとともに、豊かな自己実現を図る進路指導の充実を図ります。	教育推進課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
3	総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。職場体験学習をはじめとする取り組みによりキャリア教育を推進します。	教育推進課
4	人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育の推進を図るとともに、児童生徒の実態等に応じたカリキュラムづくりと効果的な指導方法の研究・実践に努めます。	教育推進課
5	国際理解教育の推進	ＡＬＴ（外国語指導助手）の配置により、中学校での外国語教育の充実と小学校での英会話体験の推進を図るとともに、外国人児童・生徒に対する学習等への支援を行います。	教育推進課
6	情報教育の推進	タブレットをはじめとするＩＣＴ機器を効果的に活用した授業づくりを進めるため、魅力あるコンテンツの開発等を推進します。情報機器やインターネット環境を活用し、情報モラル教育の充実や小学校におけるプログラミング教育を推進し、児童・生徒の情報活用能力を育成します。	教育研修センター
7	全国学力・学習状況調査の検証と学校への取り組み支援	全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題の改善に向けた取り組みへの支援を行います。	教育推進課
8	インターナショナルセーフスクールの推進	セーフスクールの認証を目指し、体と心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進めるセーフスクールの活動を地域、保護者との協働で推進します。	教育推進課

事業の方向（２） 放課後子どもプランの推進

放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。

【 具体的な取り組み 】

① 放課後等における居場所の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	放課後児童クラブ	保護者等が就労や疾病等により、放課後留守家庭になる小学校１年生～６年生の児童を対象に、遊びを通して安全保護及び生活指導を図り、子どもの発達に合わせた活動内容の充実に努めます。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
2	放課後等における学ぶ機会の充実	子どもたちの学習習慣の確立に向けて、放課後や夏休みなど長期休業期間等を活用した学習を実施します。	教育研修センター
3	子ども居場所事業	放課後や長期休業中に子どもたちが安全で安心して活動できる場を提供します。（集団遊びや工作など）	人権交流センター
4	土曜子ども体験活動推進事業	土曜日に小学校の運動場や余裕教室等を活用して安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方の参画を得て、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	地域教育課

事業の方向（３） 次代の親の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていく子どもたちが、人権意識や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

【 具体的な取り組み 】

① 子育てに対するふれあいや学びの場の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	「保育体験」等の充実	中学生が、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、幼稚園や保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。	教育推進課
2	各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるよう、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。	子ども未来室 人権交流室
3	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
4	幼稚園一時預かり事業	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
5	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室
6	園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウを持つ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実します。	子ども未来室
7	遊び場・交流の場 （はーとビュークラブ）	日曜、祝日において文化・スポーツ体験活動を通じて、子ども同士や親子の交流を進めます。	人権交流センター
8	居場所づくり （子育て中）	幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての講座を実施します。	いきがい学習課
9	異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室
10	マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠･出産･育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、子育て支援センターの見学や先輩ママとの交流会を実施します。	地域保健課 子ども未来室
11	ベビープログラム （BP）	同じような体験をしている母親たちが集まり、育児のことや自分自身のことについて話し合うことで、育児の悩みや苦労に共感し、育児についての困ったことを気兼ねなく聞き合い教え合う関係を築き、０歳児の育児に必要な少し先を見越した基礎知識を学び、自然に互いを理解しあい、つながれるプログラムで、初めて赤ちゃんを育てる母親を効果的に支援・サポートします。	子ども未来室

事業の方向（４） 特に支援を必要とする児童等への対策

ひとり親家庭の親子が安心して、また自立して生活できるように就労支援など様々な支援を実施するとともに、経済的な面などによる生活困窮世帯の子どもの支援などの支援体制の充実を図ります。

障害のある子どもや発達に課題を持つ子どもに対しては、各関係機関が連携することで、子どもの特性の早期発見に努め、早期相談や早期支援につなげます。保護者に対しては、相談や支援に携わる者が子どもの特性や保護者のおかれている状況を十分に理解した上で、保護者が子どもの特性に気づき受容できるように努め、個々のニーズに合わせた適切な支援を行います。

また、支援の必要な子どもたちが豊かな地域生活を送ることができるよう、個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援するため、保健医療、福祉、教育などが連携した施策の推進を図ります。

日本語を母語としない外国人に対しては、情報の翻訳や通訳ボランティアの派遣を通して支援体制の充実を図ります。

【 具体的な取り組み 】

① ひとり親家庭対策の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	ひとり親家庭への生活・就労支援	ひとり親が抱える悩みの解決に向けて、現在の相談事業を充実させるとともに、経済的な自立の支援、多様なニーズに対応した育児サービスによる子育て支援の充実に努めます。	子ども未来室
2	母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
3	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
4	母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室
5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労支援策の１つとして自立の促進のために個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、きめ細やかで積極的な自立、就労支援を実施します。	子ども未来室
6	母子・父子センター事業	母子及び父子並びに寡婦家庭に対し、生活の安定と児童の福祉を図る目的で、母子家庭等の相談及び各種教室を実施します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
7	児童福祉給付金	小学校に入学する児童で、両親のいない者、又は、両親の一方がいない者に対し、給付金を支給することにより、児童の健全な育成を図ります。	子ども未来室
8	ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭の児童（18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日まで）とその者を監護又は養育する親等の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
9	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
10	母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室

②障害児に対する支援の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	障害児保育	障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、ともに成長しあえるよう保育内容を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の整備を図ります。	子ども未来室
2	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	子ども未来室 障害福祉課
3	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体の状況により、治療も行います。	子ども未来室 障害福祉課
4	放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	子ども未来室 障害福祉課
5	保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団活動に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	子ども未来室 障害福祉課
6	障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用について、障害児や家族などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援を行います。	子ども未来室 障害福祉課
7	就学支援委員会	障害のある児童生徒について、適切な教育が行われるよう、医師等専門家の助言を得ながら、就学相談を行います。	教職員課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
8	支援学級合同校外学習	市内小・中学校に在籍する児童・生徒及び支援教育担当教職員の交流を通して、本市支援教育の充実・発展をめざします。	教職員課
9	障害児支援ネットワークづくり	地域自立支援協議会と要保護児童対策地域協議会を中心に、障害児に対して地域での見守りを実施しつつ、障害児に関わる関係機関の連携と支援体制をより一層強化し障害児支援ネットワークづくりを進めるとともに、随時個別支援会議を行います。	障害福祉課
10	自閉症・発達障害児とその家庭への支援	乳幼児健康診査・相談等を行うにあたり、自閉症・発達障害児の早期発見に十分留意し、自閉症・発達障害が疑われる場合は、関係機関と連携しながら医療の情報提供や療育、相談等総合的な支援を行います。	地域保健課 子ども未来室
11	重度障害者（児）医療費の助成	重度障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
12	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
13	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	子ども未来室
14	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害のため日常生活において常時の介護が必要な障害児に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	障害福祉課
15	バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。	まちづくり推進課
16	子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施することで、子どもの発達を促すとともに、子どもの課題に対する保護者の受容を促し、適切な進路へ導くことをめざします。	子ども未来室

③市内在住外国人等への子育て支援

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課
2	教育施設への通訳派遣	日本語を母語としない外国人住民に対して、懇談等において通訳ボランティアを派遣し、子どもの様子や必要な子育ての情報提供を行い、保護者と支援者との相互理解を深め、子育て支援の充実を図ります。	教育推進課 市民協働課

基本課題４　地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

事業の方向（１）　地域の子育て支援体制の充実

核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、身近に相談できる人がいないなど、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、幼稚園、保育所等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業推進に取り組みます。

【 具体的な取り組み 】

①地域の子育て支援の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室
2	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
3	子育て支援協力員	各小学校区に１名ずつ「子育て支援協力員」を配置し、子育てについての情報を広く伝えるとともに、子育てに関する様々な悩みや不安に対して適切に対応できる相談体制の充実及び子どもを安心して生み育てられる環境の整備と児童の健全育成に引き続き努めます。	子ども未来室
4	子育て応援ポイント（すくすくポイント）	幼稚園、保育所等の保育サービスを利用することなく児童を養育している保護者及び児童に対し、子育て支援センターやひろばなどの利用にポイントを付与することにより、子育て支援センターやひろばなどの利用を促進します。	子ども未来室
5	赤ちゃんの駅	おむつ替えもしくは授乳、又はその両方ができる施設を松原市赤ちゃんの駅として登録し、子育て中の親子が安心して外出できる環境を作ります。	子ども未来室

②地域活動・グループ活動の促進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支え、人権交流センター等の交流の場を提供します。	子ども未来室
2	保育ボランティアの育成・活用	子育て中の親の学習活動やイベントへの参加等を支援するため、保育ボランティアを育成し、講座での保育サービスの提供を図ります。	人権交流室 いきがい学習課

事業の方向（２） 地域の教育力の向上

子育てを支援するのは幼稚園・保育所等の職員や子育て経験者だけではなく、祖父母世代や学生など地域のすべての人についても、各々が持つ経験や能力により、さまざまなアプローチから支援の担い手となりえることが考えられます。それぞれの担い手の役割には違いがあるものの、子育て家庭の多様なニーズに的確にこたえていくには、担い手一人ひとりの対応力の向上が重要になります。

子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら、担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域全体の子育て力・教育力の向上を図ります。

【 具体的な取り組み 】

①体験・交流活動の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	いきいき事業	各中学校区に児童・生徒の健全育成を目的とした地域教育協議会を設置し、教育コミュニティの形成をめざします。	地域教育課
2	子ども育成	「火・水・土わくわくクラブ」で、自ら学ぶ意欲や継続、上達する楽しさを学び、主体的に活動できる場を提供します。「ファミリー講座」では、親子で楽しめるスポーツ体験活動や文化体験活動により、親子・親同士・子ども同士の交流促進を図ります。 「日曜はーとビュークラブ」では、幅広い家庭のニーズに合った取り組みを行います。	人権交流センター
3	国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
4	総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。	教育推進課

②子どもをとりまく有害環境への対策

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	有害環境対策の推進	情報化社会の進展に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変容している中、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めるため、大阪府青少年健全育成条例の普及啓発と併せて、関係事業者の営業状況をきめ細かく調査し、有害環境の浄化を図ります。	地域教育課

事業の方向（３） 安心・安全な生活環境の整備

地域において安心・安全で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。セーフコミュニティ活動の推進の中で、けがや事故などを未然に防ぐ地域づくりに努め、個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安心・安全なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

また、幼稚園、保育所、学校では交通安全活動を充実させ、自ら身を守る意識を育てます。

【 具体的な取り組み 】

①良好な居住環境の確保

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	市営住宅への入居	市営住宅の募集に際し、子育て家庭に配慮した優先入居等、実施します。	建築住宅課

②子どもにやさしいまちづくりの推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。	まちづくり推進課
2	幼稚園及び小中学校の施設バリアフリー対策	障害のある幼稚園児･小中学校児童に配慮した身障者トイレ・階段手すり・スロープの設置など、バリアフリー化に努めます。	子ども未来室 教育総務課

③子どもの安全の確保

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	幼稚園・保育所及び小学校の安全管理	幼稚園・保育所及び小学校安全対策として、幼稚園・保育所のモニター付インターホン及び小学校の校門に管理員を配置した中で不審者の侵入を防止します。	子ども未来室 教育総務課
2	「こども110番の家」の推進	地域ぐるみで子どもを守るため、地域住民の協力を得て、通学路の民家などを緊急時に助けを求めて駆け込める場所として「こども 110 番の家」を設置し、子どもの安全確保に努めます。	地域教育課
3	セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、地域住民、関係団体、行政等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを推進します。	市民協働課
4	安全教育の推進（防災）	児童の安全確保に向けて、小学校の危機管理マニュアルに則り、緊急災害時等を想定した避難訓練を実施します。	危機管理課
5	安全教育の推進（防犯）	警察署との連携により、幼児児童生徒の安全確保に向けて、不審者進入等、学校園内外の安全の啓発を実施します。	市民協働課
6	交通安全活動の推進	警察署との連携により、幼稚園、保育所、小学校において、児童及び保護者に自転車の安全な乗り方や正しい道路の横断方法についての交通安全教室を開催し、交通事故防止を図ります。	市民協働課
7	インターナショナルセーフスクールの推進	セーフスクールの認証を目指し、体と心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進めるセーフスクールの活動を地域、保護者との協働で推進します。	教育推進課